

令和2年度 就学援助のお知らせ

(★前年度就学援助を受けていた方でも、引き続き援助を希望される方は、毎年申請が必要です★)

那覇市では、小・中学校へ通う子どもの保護者のうち、経済的理由により給食費、修学旅行費などの支払いがお困りの方に、費用の一部を援助しています。

1 援助対象の方

那覇市に居住し、国公立の小・中学校へ通学している児童・生徒の保護者又は区域外就学で那覇市立の小・中学校へ通学している児童・生徒の保護者で下記のいずれかに該当する方

- ①生活保護を受給中の方
- ②市町村民税が非課税の方
- ③平成31年4月1日以降に生活保護が停止又は廃止になった方
- ④東日本大震災等の被災者で、生活が困窮していると認められる方
- ⑤生活保護を受けている家庭に準ずる程度に、生活が困窮していると認められる方



就学援助
イメージキャラクター
ツクロウくん

【参考例】※令和2年度の目安基準額 世帯全員の総収入額が対象です。世帯構成や年齢などにより金額が異なります。

世帯	家族構成	総収入額	世帯	家族構成	総収入額
2人	親1人・小学生1人の場合	209万円	4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	354万円
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	292万円	5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合	394万円

※ここでの収入とは、以下の算式で算出した額をいいます。

収入	=	所得税法上の所得の合算額 (給与及び公的年金等については収入額)	-	所得控除 (社会保険料、生命保険料、地震保険料の控除)
----	---	-------------------------------------	---	--------------------------------

※認定不可となった場合でも、生計維持者の長期療養や失業等、特別な事情により経済的に困窮している方については、学務課までご相談ください。

2 援助の内容(4月認定の年額)

(5月以降に申請し認定の方は、支給される費目や金額が変わります。)

	給食費	学用品費	通学用品費	校外活動費(遠足等)	通学費	修学旅行費	新入学学用品費	生徒会費	医療費
小学校	保護者負担分を学校に振込	¥11,420	¥2,230	¥1,550以内	片道小学生4km以上 中学生6km以上で 公共交通機関利用者のみ対象 (領収書等提出必須)	¥20,000円以内 学校に振込	★1年生で 4月認定者のみ ¥40,600	—	学校で 医療券発行
中学校	保護者負担分を学校に振込	¥22,320	¥2,230	¥2,240以内		¥57,290以内 学校に振込	★1年生で 4月認定者のみ ¥47,400	¥1,900以内	

小学校就学予定者(令和3年度に那覇市立小学校へ入学予定)には、小学校入学準備金(¥40,600)を支給します。

(※生活保護受給中⇒修学旅行費と医療費のみが対象 ※那覇市立以外の学校⇒給食費と医療費については対象外)

※医療費…虫歯・中耳炎・慢性副鼻腔炎・結膜炎・とびひ・トラコーマ・白せん・かいせん・アデノイド・寄生虫病(ぎょう虫)が対象です。

必ず、在籍する学校で医療券をもらってから、病院の窓口提出してください。

保険医療診療の自己負担分が援助されます。

認定前に医療券が必要な方は、学務課までお問い合わせください。

※通学費は、小学校 ¥37,400、中学校 ¥76,120を支給限度額とします。

通学費の援助を必要とする方は、オキカカードの写し、利用履歴の原本、領収書の原本等の提出が必要です。

★令和元年12月に小学校入学準備金の支給を受けた児童の保護者は、支給対象外です。

★令和2年3月に中学校新入学学用品費の入学前支給を受けた生徒の保護者には、¥17,400を支給します。